

みよし市地域介護予防活動支援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月23日

みよし市長 小山 祐

## みよし市地域介護予防活動支援事業実施要綱

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 講師派遣事業（第4条—第17条）

第3章 活動ポイント事業（第18条—第25条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年9月27日）

第2条第1項第2号ウに規定する事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

（事業の種類）

第3条 事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通いの場講師派遣事業（以下「講師派遣事業」という。）
- (2) 高齢者いきいき活動ポイント事業（以下「ポイント事業」という。）

#### 第2章 講師派遣事業

（講師派遣事業の目的）

第4条 講師派遣事業は、市が介護予防に係る講師を派遣し、地域住民が自主的に介護予防活動に取り組む通いの場を提供している団体に対して、当該講師に対して謝礼を支払うことにより、当該団体の負担の軽減を図り、もって地域住民主体の通いの場を充実させ、人と人、人と地域のつながりを通じて、通いの場を利用する高齢者及び通いの場が継続的に拡充していくような地域づくりを推進することを目的とする。

（対象団体）

第5条 講師派遣事業の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内在住の65歳以上の高齢者が参加者として構成されていること。
- (2) 市内に活動場所を有していること。

- (3) 活動内容が介護予防のための運動であること。
- (4) 団体の活動への参加希望を広く受け入れ、高齢者が自由に参加できること。
- (5) 活動に参加する高齢者の参加状況を把握し、市及び関係機関に情報提供すること。
- (6) みよし市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱（令和3年3月30日）第3条第2号に基づくリハビリテーションに関する専門職の派遣を活用すること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

- (1) 営利活動、政治活動、宗教活動又はこれらに類似する活動を行う団体
  - (2) 構成員のみで活動するなど参加者が限定されている団体
  - (3) 介護予防活動を介さない娯楽的な活動を主な活動とする団体
  - (4) 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体
  - (5) 市の委託契約に基づく事業等他の財源を活用して活動している団体
- （対象活動）

第6条 講師派遣事業の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、次に掲げる要件を満たす活動とする。

- (1) 1回当たりの活動時間が30分以上あり、そのうち介護予防のための運動を最低20分は行うこと。ただし、次に掲げる取組を併用している場合は、1回当たりの時間にその時間を含めて差し支えないものとする。
  - ア 低栄養防止又は食生活改善に関する取組
  - イ 口腔機能向上に関する取組
  - ウ 認知機能低下予防に関する取組
  - エ 多世代交流などの地域とのつながりを促進する取組
  - オ その他介護予防に資すると市が認める取組

- (2) 活動の頻度が、月1回以上であること。
- (3) 活動する構成員の員数が、5人以上であること。

（団体登録）

第7条 講師の派遣を希望する団体は、みよし市地域介護予防活動支援事業実施団体登録申請書（様式第1号）に年間計画書及び構成員名簿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、前2条に規定する対象団体の要件及び対象活動の要件（以下「登録要件」という。）に適合すると認めるときは、対象団体として登録する。

3 登録の有効期限は、登録した日にかかわらず、登録した日の属する年度の末日とする。

（団体登録の取消し）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容に虚偽の事実があったとき、登録要件に適合しなくなったとき、前条第2項の規定により登録した団体（以下「実施団体」という。）からみよし

市地域介護予防活動支援事業実施団体登録取消届（様式第2号）の提出があったときその他登録を続けることが不相当であると判断したときは、登録を取り消すことができる。

（派遣講師）

第9条 市が派遣する講師は、次の各号のいずれかに該当する者であって、みよし市地域介護予防活動支援事業講師登録届（様式第3号。以下「講師登録届」という。）に基づき、事前に市に登録をしたものとする。

- (1) 保健、医療、福祉又は介護に関する国家資格を有している者
- (2) 高齢者の健康づくりに資する民間資格又はそれに類する研修等の受講を修了している者
- (3) 市が開催するフレイルサポーター養成講座等の高齢者の健康づくりに関する講座の受講を修了している者

2 市は、登録した講師の一覧を作成し、みよし市生活支援体制整備事業実施要綱（令和4年3月30日）第4条第1項に規定する生活支援コーディネーター（以下「生活支援コーディネーター」という。）に情報提供する。

（講師登録の取消し）

第10条 市長は、講師登録届の内容に虚偽の事実があったとき、登録した講師からみよし市地域介護予防活動支援事業講師登録取消届（様式第4号）の提出があったときその他登録を続けることが不相当であると判断したときは、登録を取り消すことができる。

（派遣決定）

第11条 市長は、登録団体に対して講師を派遣するときは、みよし市地域介護予防活動支援講師派遣決定通知書（様式第5号）により通知し、第7条第1項により提出された年間計画に沿って、講師を派遣するものとする。

（派遣回数）

第12条 講師の派遣回数は、同一の登録団体について1月当たり4回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（講師の指導内容）

第13条 派遣された講師は、実施団体の対象活動を支援するための運動指導等を行う。

（実績報告）

第14条 実施団体は、講師の派遣を受けたときは、みよし市地域介護予防活動支援講師派遣実績報告書（様式第6号）及び実施団体の構成員の出席状況（以下「実績報告書等」という。）を、実施団体が所在する地域を担当する生活支援コーディネーターに提出しなければならない。

2 生活支援コーディネーターは、提出された実績報告書等を1月ごとにまとめて、市長に提出するものとする。

（謝礼の支払い）

第15条 市長は、前条第2項の規定により実績報告書等を受領したときは、内容を審査し、講師に

謝礼を支払うものとする。

2 前項の謝礼の額は、1回当たり7,000円とする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、講師の派遣を受けた実施団体が偽りその他不正の申請に基づき派遣の決定を受け、又は対象活動以外に講師を利用したときは、派遣の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、当該実施団体に対し、みよし市地域介護予防活動支援講師派遣取消通知書(様式第7号)によりその旨を通知する。

(謝礼の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により派遣の決定を取り消したときは、講師に支払った謝礼の全部又は一部を返還させることができる。

### 第3章 ポイント事業

(ポイント事業の目的)

第18条 ポイント事業は、高齢者が自身の健康増進及び介護予防に積極的に取り組むことを推奨し、「生きがい」及び「やりがい」のある活躍の場を創出し、地域とのつながりを醸成することで、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(ポイント事業の対象者)

第19条 ポイント事業の対象者は、法第9条第1号に掲げる者とする。

(ポイント事業の登録)

第20条 ポイント事業に参加しようとする者は、みよし市高齢者いきいき活動ポイント事業登録申請書(様式第8号)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、登録を適当と認めたときは登録を行い、登録をした者(以下「いきいき活動サポーター」という。)に対し、登録証(様式第9号)及び高齢者いきいき活動ポイント手帳(以下「ポイント手帳」という。)を交付するものとする。

3 ポイント手帳の有効期限は、手帳の発行日から1年間とし、有効期限に到達したときはポイント手帳を再交付するものとする。

4 いきいき活動サポーターは、第2項の規定による登録を辞退するときは、みよし市高齢者いきいき活動ポイント事業登録辞退届(様式第10号)に、登録証及びポイント手帳を添えて市長に届けるものとする。

(いきいき活動サポーターの活動)

第21条 いきいき活動サポーターは、次条第3項に規定する受入機関において、次の各号のいずれかの活動を行うものとする。

(1) レクリエーション、行事等の補助

- (2) 配膳下膳等の補助
- (3) 利用者の散歩の補助
- (4) 利用者の話し相手
- (5) その他介護施設の入所者をサポートする活動  
(受入機関の指定等)

第22条 いきいき活動サポーターの受入れを希望する介護事業所（以下「受入希望機関」という。）は、ポイント事業の対象となる施設（市内に所在するものに限る。）、活動内容等を記入した、みよし市高齢者いきいき活動ポイント事業受入機関（指定・変更）申請書（様式第11号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、指定の可否を決定し、その結果をみよし市高齢者いきいき活動ポイント事業受入機関（指定・却下）通知書（様式第12号）により、当該申請を行った受入希望機関に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定の決定をした受入希望機関（以下「受入機関」という。）に対し、活動確認スタンプを貸与するものとする。

4 受入機関は、第2項の規定による指定を辞退するときは、みよし市高齢者いきいき活動ポイント事業受入機関辞退届（様式第13号）に活動確認スタンプを添えて、市長に届け出るものとする。

（活動の評価）

第23条 受入機関は、いきいき活動サポーターが行った第21条各号に掲げる活動を1時間につき1回として評価し、活動実績1回につき、市から貸与された活動確認スタンプをポイント手帳に1個押印するものとする。ただし、1日において2時間以上活動を行った場合又は2箇所以上の受入機関で活動を行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

（評価ポイント）

第24条 市長は、押印されたスタンプ数により、別表に定める評価ポイントをいきいき活動サポーターに付与するものとする。

2 前項の規定により付与されたポイントの有効期限は、ポイント手帳の有効期限の到達した日から3月間とする。

3 ポイント手帳、活動確認スタンプ及び評価ポイントは、第三者に貸与し、又は譲渡することはできない。

4 いきいき活動サポーターが、ポイント手帳を紛失した場合は、ポイント手帳を再発行するものとする。ただし、紛失前の活動確認スタンプ及び評価ポイントについては再交付しないものとし、再発行したポイント手帳の有効期限は紛失前のポイント手帳の有効期限と同様とする。

（評価ポイントの交換）

第25条 いきいき活動サポーターは、前条第1項の規定により付与された評価ポイントを交付金に交換し、その交付を受けることができる。

2 前項の規定により交付金の交付を受けようとするいきいき活動サポーター（以下「申出者」という。）は、みよし市高齢者いきいき活動評価ポイント交換申出書（様式第14号）に、ポイント手帳を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、当該申し出を行った申出者に別表に定める額の交付金を交付するものとする。

（委任）

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（みよし市高齢者いきいき活動ポイント事業実施要綱の廃止）

2 みよし市高齢者いきいき活動ポイント事業実施要綱（平成31年3月22日）は、廃止する。

（みよし市高齢者いきいき活動ポイント事業実施要綱廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前のみよし市高齢者いきいき活動ポイント事業実施要綱第3条第2項の規定により登録されている者は、第20条第2項の規定により登録をされたものとみなし、同要綱第5条第2項の規定により指定した機関は、第22条第2項の規定により指定した機関とみなす。

別表（第24条、第25条関係）

活動実績	評価ポイント	交付金額
0個～9個	0ポイント	0円
10個～19個	10ポイント	1,000円
20個～29個	20ポイント	2,000円
30個～39個	30ポイント	3,000円
40個～49個	40ポイント	4,000円
50個～	50ポイント	5,000円